

企業やNPO法人等の皆様のアイデアで

7分野16テーマ

地域の雇用創出を！！

～ 「地域連携・提案型」の雇用創出事業 **第2回** 大募集 ～

愛媛県内の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況が続いています。

このため愛媛県では、県内に活動拠点を置く企業やNPO法人等の皆様と連携して、地域のニーズにきめ細かく対応した雇用の場を創出したいと考えています。

つきましては、企業やNPO法人等の皆様の創意工夫を生かした雇用創出の企画（ただし、県の設定するテーマに沿ったもの）を募集しますので、ふるってご応募ください。要件を満たす優れた企画は、県が必要な修正を加えたうえで、提案団体に事業委託します。

募集する事業の内容

- ・産業振興・人材育成、観光、健康・福祉などの各分野ごとに県が設定する募集テーマに沿って、応募者自らが企画し、失業者（未就職卒業者も対象とします）を雇い入れて実施する県からの委託事業です（補助事業ではありません。）
- ・裏面に分野別のテーマを掲載していますので、必ず、応募前にテーマの内容について、担当課へ確認してください。

応募資格

- ・応募資格は、愛媛県内に事業所を置く民間企業、NPO法人、公益法人、その他の法人、法人以外の団体とします。ただし、「地域社会雇用」分野のテーマへの応募は、地域再生、街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野など社会的課題に取り組む企業やNPO法人等になります。

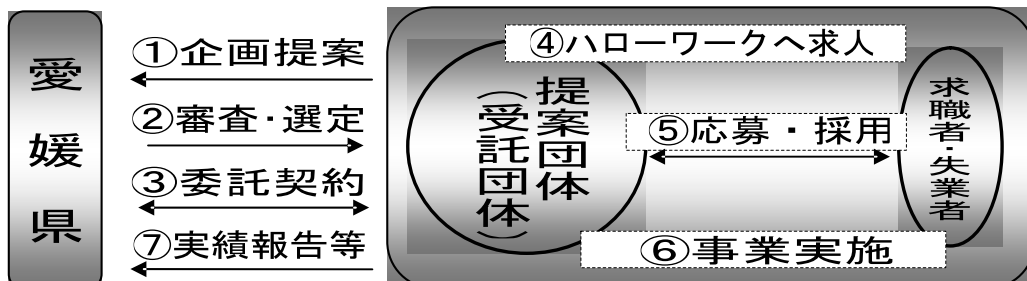
応募方法

- ・応募書類を入手し、応募申込書と企画書等を作成し、下記提出先へ郵送又は持参してください。
入手方法 県のホームページからダウンロード（ と入力して ）
または、下記の応募先へ請求してください。

スケジュール

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 《提出期間》 | ・平成23年2月10日（木）～平成23年3月4日（金） 17時必着 |
| 《審査・選定》 | ・平成23年3月下旬（選定の結果は、県のホームページで公表します。） |
| 《契約日》 | ・平成23年4月上旬 |
| 《雇用開始日》 | ・平成23年5月1日以降 |

【事業の流れ】



応募先・お問い合わせ

愛媛県経済労働部管理局 労政雇用課雇用対策室（雇用創出係）

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（愛媛県庁舎 第一別館6階）

電話：089 912 2509

E mail：koyoutaisaku@pref.ehime.jp

<p>事業の要件 募集テーマ</p>	<p>事業の要件・・・設定したテーマに共通する主な事項は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施すべき公共性があり、応募者自らの事業活動の補助でないこと ・県の既存事業で対応済みの事業でないこと ・失業者等（未就職卒業者も対象）を新規に雇い入れること ・事業費のうち、新規に雇用する失業者等に向けられる人件費の割合が、事業費の2分の1以上であること ・建設・土木事業でないこと ・草刈り、清掃等、単なる景観維持等のための軽作業でないこと <p style="text-align: center;"><u>詳細については、必ず募集要領を確認してください。</u></p> <p>募集テーマ・・・右ページ以降の一覧のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q．募集テーマは、具体的にどのような内容の事業を想定していますか。</p> <p>A．募集テーマが想定している事業の概要は、県ホームページに掲載しています。応募の前に、テーマが想定している事業の内容について、必ず担当課へ確認してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q．提案する事業数に上限はありますか。</p> <p>A．上限はありません（アイデアのみの提案募集ではありませんので、ご注意ください。）</p> </div>
<p>事業期間 雇用期間</p>	<p>事業期間・・・平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約は、県の平成23年度当初予算の成立により締結することになります。 <p>雇用期間・・・平成23年5月1日から平成24年3月31日までの11ヶ月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11ヶ月以内であれば、雇用期間は事業ごとに設定することができます。 ・平成23年4月上旬に契約締結後、4月中に、原則としてハローワークで求人（未就職卒業者の雇用に配慮）し、5月1日以降に雇用開始することを想定しています。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q．雇用期間は、「11ヶ月以内」であれば事業ごとに設定できるとありますが、期間の目安や下限はありますか？</p> <p>A．雇用期間は「11ヶ月以内」としていますが、可能な限り「11ヶ月」雇用できる事業が望ましいと考えています。また、最低でも6ヶ月以上雇用できる事業を想定しています。</p> </div>
<p>事業費総額 人件費割合</p>	<p>事業費総額・・・失業者等1人分の目安4,200千円×雇用人数（5人以内）</p> <p>人件費割合・・・事業費総額の1/2以上は人件費に充当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業者1人につき11ヶ月分の事業費の目安は4,200千円です。これに雇用人数（5人以内）を乗じた額が、事業費総額（＝限度額）です。事業費総額の下限はありません。 ・事業の実施期間が11ヶ月より短い場合は、期間率を乗じた額を事業費の総額とします（千円未満を切り上げ）。 <p>（例1）5人を11ヶ月間雇用する場合は、21,000千円です（4,200千円×5人）</p> <p>（例2）5人を6ヶ月間雇用する場合は、11,455千円です（4,200千円×5人×6/11月）</p> <p>（注）提案された企画は、県が必要な修正を加えますので、事業費総額（限度額）は、委託契約の際に増減する場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q．提案した事業は、「県が必要な修正を加える」とありますが、どのような修正でしょうか。</p> <p>A．この事業は、雇用の創出が最大の目的ですが、県からの委託事業としての要件を備えることが必要になります。提案内容を確認し、委託事業とするための必要な修正を行うこととなります。</p> </div>

Q & Aは、県のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

例えば、

- Q13. 雇用した者が途中退職した場合、別の者を雇い入れる必要がありますか。また、その場合、委託料はどうなりますか。
- Q17. 「新規雇用者の人件費」には何が含まれますか。
- Q18. 事業実施に必要となる経費とは、具体的に何ですか。
- Q22. 応募申込書にある「会社概要等、応募者の概要が分かる書類」とは、一般的な会社概要のパンフレットで良いのですか。また、会社案内パンフレットを作成していない場合は、ホームページの写しなどの業務内容がわかるもので代替しても問題ないですか。
- Q23. 本社が東京にあるため、押印に関する事務処理に日数がかかりますが、提出書類の印は、本社の代表者印が必要ですか。
- Q24. 県税、消費税等の滞納のないことを証する書類は、納税証明書でよいですか。

参考までに・・・

第1回の募集には38件の応募があり、審査・選定の結果、13件を採択しました。
(第1回の募集内容の詳細は、県のホームページをご覧ください。)

分野	区分	テーマ	委託団体(提案団体)	所在地
介護	重	居宅サービス事業者(通所介護)の第三者評価に係る取組	特定非営利活動法人JMACS	松山市千舟町6丁目1番地3
農林水産	ふ	愛媛県産材・特用林産物の利用促進に係る取組	大木坑木有限会社宇和島支店	宇和島市三間町増田389
	重	県産農産物の販売促進に係る取組	株式会社レスパスコーポレーション	東温市見奈良1110番地
	重	愛媛県産材・特用林産物の利用促進に係る取組	愛媛県森林組合連合会	松山市三番町4丁目4番地1
環境・エネルギー	重	CO2削減に関するエコ活動を拡大する取組	社団法人愛媛県法人会連合会	松山市大手町2-5-7
	重	CO2排出権(国内クレジット・J-V E R)取引の普及促進に係る取組	愛媛県中小企業団体中央会	松山市久米窪田町337番地1
	重	改造電気自動車の普及促進に係る取組	財団法人えひめ産業振興財団	松山市久米窪田町337-1
観光	ふ	観光客を迎える県民のホスピタリティの充実向上に係る取組	株式会社旅のお手伝い楽楽	松山市生石町618-1-102
	ふ	高速道路延伸等を踏まえた南予地域への誘客促進に係る取組	南海放送サービス株式会社	松山市本町1丁目2番3号
	ふ	B級ご当地グルメ・郷土料理を活用した観光振興に係る取組	特定非営利活動法人eワーク愛媛	新居浜市大生院2151番地の10
	重	高速道路延伸等を踏まえた南予地域への誘客促進に係る取組	セーラー広告株式会社愛媛本社	松山市北斎院町637番地6
地域社会 雇用等	重	未就職卒業者に対する就職支援に係る取組	株式会社パソナ パソナ・松山	松山市一番町3-2-11
	重	商店街の活性化に係る取組	西条紺屋町商店街振興組合	西条市栄町254番地の1

区分欄の「ふ」及び「重」は、次のとおり。

「ふ」：地域連携・提案型ふるさと雇用再生事業、「重」：地域連携・提案型重点分野雇用創出事業

愛媛県地域連携・提案型重点分野雇用創出事業 募集テーマ一覧

分野	テーマ	担当課	問い合わせ先
産業振興・人材育成	愛媛の誇れる企業の情報発信に関する取組 特定分野で日本・世界のシェアを有するなどの「愛媛の誇れる企業」について、県が情報発信を行うためのデータを整理する事業等	産業政策課 経済計画係	TEL:089-912-2475 FAX:089-912-2259 メール:sangyoseisaku@pref.ehime.jp
	デザインを活用したビジネス展開の振興に係る取組 県内デザイナーのデータベース作成及びWeb上での無料提供が可能なシステムを構築する事業等	産業創出課 新事業支援係	TEL:089-912-2470 FAX:089-912-2469 メール:sangyosoyutsu@pref.ehime.jp
観光	ITを活用した観光振興に係る取組 携帯端末などのIT活用による観光情報発信を内容とする事業等	観光物産課 観光企画係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	首都圏など大消費地での県産品販路拡大に係る取組 大消費地のニーズを踏まえた売れる商品づくりを内容とする事業等	観光物産課 県産品振興係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
健康・福祉	子育てへの理解促進と子育て支援の輪の拡大に係る取組 地域住民の子育てへの理解と関心を高め、潜在的な子育て支援者を掘り起こし、子育て支援の機運醸成を内容とする事業等	子育て支援課 子育て支援企画係	TEL:089-912-2413 FAX:089-912-2409 メール:kosodate@pref.ehime.jp
	父親の子育て参加促進に係る取組 企業や地域に出向いて父親の意識改革を働きかける事業等	子育て支援課 子育て支援企画係	TEL:089-912-2413 FAX:089-912-2409 メール:kosodate@pref.ehime.jp
医療	へき地医療に対する支援と魅力発信に向けた取組 県内のへき地診療所等へのヒアリング調査及び県内のへき地診療所の紹介HPの作成を内容とする事業等	医療対策課 医療政策係	TEL:089-912-2449 FAX:089-921-8004 メール:iryotaisaku@pref.ehime.jp
	エイズに関する正しい知識の普及・啓発と受検機会拡大に係る取組 エイズに関する正しい知識の普及啓発及びエイズの無料相談・匿名検査を内容とする事業等	健康増進課 感染症対策係	TEL:089-912-2402 FAX:089-912-2399 メール:healthpro@pref.ehime.jp
	高次脳機能障害者の社会復帰支援に関する取組 高次脳機能障害者に対する生活訓練や就労支援等を内容とする事業等	健康増進課 精神保健係	TEL:089-912-2403 FAX:089-912-2399 メール:healthpro@pref.ehime.jp
	難病に関する知識の普及・啓発に関する取組 難病に関する正しい知識の普及啓発を内容とする事業等	健康増進課 特定疾患係	TEL:089-912-2404 FAX:089-912-2399 メール:healthpro@pref.ehime.jp
暮らしの安全・安心	高圧ガス、液化石油ガスに関する保安の促進に係る取組 事業所への巡回等により保安教育を行う事業等	消防防災安全課 保安係	TEL:089-912-2320 FAX:089-941-0119 メール:syouboubousa@pref.ehime.jp
	犯罪を誘引するような危険箇所の調査・抽出に係る取組 住民が被害に遭うかもしれないと思う公園・公共トイレ・道路・駐車場等の調査・抽出及び危険箇所毎の講じるべき対策プランを作成する事業等	愛媛県警察本部 生活安全企画課 生活安全企画係	TEL:089-934-0110(内線3034) FAX:089-934-0110 メール:hanzaiyokusi@police.pref.ehime.jp
文化スポーツ	未就学児童、高齢者等を対象とした芸術文化に触れる機会の促進に係る取組 幼稚園、保育園、高齢者施設等において開催する芸術家による公演等の企画・運営を行う事業等	文化振興課 文化事業係	TEL:089-912-2973 FAX:089-912-2969 メール:bunkashinkou@pref.ehime.jp
	過疎地域等における芸術文化に触れる機会の促進に係る取組 過疎地域等での地域住民を対象として開催する芸術家による公演等の企画・運営を行う事業等	文化振興課 文化事業係	TEL:089-912-2973 FAX:089-912-2969 メール:bunkashinkou@pref.ehime.jp
	演劇を通じたコミュニケーション能力等の向上を図る取組 役者によるワークショップ等を開催する事業等	文化振興課 文化企画係	TEL:089-912-2972 FAX:089-912-2969 メール:bunkashinkou@pref.ehime.jp
地域社会雇用等	障害者の雇用促進、就労支援のための取組 雇い入れる側である企業等への啓発・支援や就労を希望する障害者向けの支援を行う事業等	雇用対策室 雇用支援係	TEL:089-912-2505 FAX:089-912-2508 メール:koyoutaisaku@pref.ehime.jp